

社団法人香川県雇用支援協会に係る調査結果

1 目的

以下の通報を受けてその内容について、高障機構職員が実地調査を行った（3日間）。

- （1）協会の設備営繕等に係る見積書を事務局長が作成し、業者に持ち込み正式な見積書としている。また、数次に亘り同じ会社と随意契約を行っている。
- （2）休日に役員や事務局長が公用車を使用し、更に日当も得ている。
- （3）他の仕事と兼職状態の者がおり、給与を二重に受け取っている。
- （4）セミナー室の机・椅子の処分に当たり、特定企業に持ち込み再利用させている。

2 実施結果

（1）増改築、設備営繕（高齢期雇用就業支援コーナーの廃止）関係

- ① 協会で見積書を作成し、業者に持ち込み正式な見積書としている件
事務局長はそのような事実はないと証言しており、職員が使用するパソコンのデータからは、協会で見積書を作成したことを確認できなかった。
また、業者に確認した結果、見積書は、自社で作成・発行したものであることの確認され、問題はない。
- ② 増改築等の工事を数次に亘り同一の会社と随意契約している件
随意契約先は、協会が賃借しているビルの貸主の指定業者であり、問題はない。

（2）休日出勤、公用車の利用関係

- 休日（勤務を要しない日）に公用車を利用し、更に日当も得ている件
休日における公用車の運行記録、復命書等の証拠書類で確認したが、地方アビリンピック等の委託業務の用に供されており、また、旅費規程に基づく日当が支給されていることから、問題はない。

（3）職員の兼職、二重給与関係

- 職員の兼職及び二重給与支払となっている件
別会社の非常勤監事となっている者（非常勤：月20日勤務）が確認されたが、先方では月1回1時間程度の勤務であり、協会の業務への影響はない。
協会の就業規則上、兼職禁止規定はなく、また、給与の支給についても、勤務状況に応じた支給であり、二重給与となっている事実はなく、問題はない。

(4) 高齢期雇用就業支援コーナーの備品処分関係

○ 机・椅子を適正な選定手続きを行わないまま関係機関等に寄付している件

① 当初、全ての不用物品について廃棄する方向で進めていたが、机10台、椅子30脚については、廃棄処分の費用が嵩むよりは、活用してもらったほうが良いとの思いから、

ア 机は、「香川県立丸亀高等技術校」に、無償で引き取ってもらった

イ 椅子は、なかなか引き取り先が見当らなかったが、協会の理事（現会長）に相談したところ、自分の会社で引き取る旨の話を受け、無償で引き取ってもらった

としている（机、椅子については、引取先で使用されていることを確認済み）。

② 委託業務の実施に伴い取得した物品のうち、取得価格10万円未満のものの処分については、規程・委託契約書上に定めはなく、高障機構は、香川協会に対して、不用となった備品について、障害者職業センターや公的機関への譲渡を行うことを指示し、譲渡できない場合の有償廃棄処分を認めており、香川協会は高障機構との間において、特段の問題はないと思料される。

ただし、椅子については、廃棄処分の費用が嵩むよりはどこかで活用してもらったほうが良いとの思いからとられた対応ではあるものの、民間企業に引き取ってもらったものであり、国民の疑惑を招く面も否定できないことから、当該企業に要請して返還を求めた上で売却を行わせるなど適切に処理させることが適当である。

③ なお、以上のような状況となった原因は、本件備品の処分について委託契約書上に定めがない中で、高障機構の契約担当官が、不用となった備品について、売却に要する費用が売却の予定価格を超える場合を除き、売却処理を行うべきことを指示することを思い至らなかったものである。

④ 本件に関しては、早急に地方業務に関する契約調査委員会を厚生労働省内に設置し、今後の組織の在り方も含め、調査を行うこととする。